

社会教育に関する事業に係る宝塚市教育委員会後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育に関する事業に係る宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会教育に関する事業 講演会、展覧会、演奏会その他これに類する事業等で、教育、芸術・文化の振興並びに産業の発展及び福祉の増進に寄与する目的を有するものをいう。
- (2) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、後援名義の貸与を行うことをいう。

(使用できる名義)

第3条 後援名義の使用を許可する名義は、宝塚市教育委員会とする。

(許可の基準)

第4条 教育委員会に対し、後援名義の使用を許可することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共機関、学術機関その他の公共性・公益性が高い団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (4) 特定非営利団体及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

2 教育委員会に後援名義の使用を許可することができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 社会教育に寄与すると教育委員会が認めるもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 営利を目的としないもの
- (4) 行政運営に支障をきたさないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴わないもの又はそのおそれのないもの
- (6) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項から第3項までに規定する暴力団等とかかわりがない又はそのおそれのないもの
- (7) 役員その他事業関係者が信用し得るものであること
- (8) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (9) 団体の宣伝を目的としないもの又はそのおそれのないもの
- (10) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (11) 特定の思想、史観又は主義主張の浸透を図ることを目的としないもの

(申請)

第5条 後援名義の使用の許可を受けようとする団体は、後援名義許可申請書(様式 第1号、以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業の主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 事業の実施要綱、募集要項、収支予算書その他事業の内容が分かる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

3 賞状交付の許可もあわせて受けようとするものは、その旨を申請書に記載するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の主催者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 当該事業の賞のリスト

4 後援名義許可申請をしようとするものは、原則として開催日の2ヵ月前までに教育委員会に提出しなければならない。

(通知)

第6条 教育委員会は、申請書を受理したときは、内容を審査し、後援名義の使用の許可又は不許可について申請者に速やかに通知するものとする。

(承認条件)

第7条 後援名義の使用承認には、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 当該許可を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義を使用する印刷物等を作成するときは、事前にその原稿を届け出て、教育委員会の承認を得なければならない。
- (3) 後援名義の使用状況その他事業の内容について報告を求められたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(責任の所在)

第8条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る責任は主催者が負うものとし、教育委員会が責任を負うものではない。

(経費の負担)

第9条 後援名義の使用を許可する場合、当該事業に係る物的又は人的な支援を教育委員会が行わない。

(許可の取消)

第10条 教育委員会は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当する

ときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(無断使用)

第11条 教育委員会の後援名義が無断で使用されたときは、当該主催者に対し、書面により警告し、その使用を中止させるものとする。

(事業の報告)

第12条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該事業終了後30日以内に後援事業実施報告書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 事業のパンフレット、プログラム、収支決算書、記録写真その他事業の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、後援事業実施報告書を提出しないものに対しては、以後の主催事業に対して後援名義の使用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。